

名証自規第329号
平成16年4月7日

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

四半期財務情報の開示の充実に係る適時開示規則等の一部改正について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当取引所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等を一部改正し、平成16年4月8日から施行しますので、ご通知申し上げます。（詳細については、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、投資者が上場会社の経営成績・財政状態に関する有用な情報を得ることを可能とするため、上場会社は「四半期財務・業績の概況」を開示するものとするなど、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

敬 具

記

【改正概要】

上場会社は、第1四半期及び第3四半期における「四半期財務・業績の概況」（企業集団の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報）を開示するものとする。

（備 考）

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第3項等

以 上

「規則改正新旧対照表」については、名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しております。別途、郵送を希望される際には、下記までお問合せください。

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ

TEL 052-262-3174

E-mail syoken@nse.or.jp